

高齢者の預貯金払戻しに係る旧民法
478条による免責【上告・上告受理申立て】
—東京高裁令和元年12月18日判決
金融・商事判例1593号20頁—

数 野 昌 三

実践女子大学人間社会学部

紀 要 第17集 抜刷

2021年3月31日発行

高齢者の預貯金払戻しに係る旧民法 478条による免責【上告・上告受理申立て】 —東京高裁令和元年12月18日判決 金融・商事判例1593号20頁—

数野昌三

実践女子大学人間社会学部

わが国は現在、超高齢社会といわれる。内閣府から公表された「令和2年版高齢社会白書（全体版）」によると、わが国の総人口は、令和元（2019）年10月1日現在、1億2,617万人であり、65才以上の人口は3,589万人、総人口に占める割合（高齢化率）も28.4%に達している。その内、65歳以上の人口を男女別にみると、男性は1,560万人、女性は2,029万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は、76.9であり、男性対女性の比は3対4となっていると報告されている¹。

そして、内閣府「平成29年版高齢社会白書（概要版）」によると、65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計に関して、平成24（2012）年は認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）であったが、令和7（2025）年には約5人に1人になるとの推計もある²。このようにわが国においては、超高齢社会に加え認知症患者数も急増すると見込まれる。そしてまた、本件のように預貯金を払戻すために来店不可能な高齢者も多数存在しており、金融機関においても類似の紛争が今後増加すると思われ、本件判決を検討することとした。

【事実の概要】

本件預貯金者であるA女は、平成23（2011）年3月11日、自宅からB病院に救急搬送され、同年4月4日まで同病院に入院し、退院と同時に老人保健施設「C」に入所した。また、同年5月31日から6月27日まで同病院に入院し、平成25年5月4日に死亡した。

なお、Aの平成23年6月24日時点の状態について、医師は「認知ひどく徘徊が著明」としていた。

ところで、AのいとこであるY₁とその妻Y₂は、Aが一人暮らしとなった平成15（2003）年から身の回りの世話をするようになり、Aから呼ばれて外出するなど一緒に過ごすこともあった。Aが救急搬送された際、その手配をし、入院手続きも行っていた。

Aは、Yらに対して預貯金等の管理とAのために当該預貯金等の支出を依頼していた。また、YらはAの死後、その葬儀を執り行っていた。

このような状況のもと、本件原審において、亡Aの代襲相続人であるX₁（原告・控訴人）・X₂

(原告・控訴人)は、亡A名義のY₄銀行(被告・被控訴人)に対する1,940万円の預託金(預金)の返還の債権を各2分の1の割合で相続により取得したと主張して、Y₄銀行に対し、消費寄託契約による預託金の返還請求権に基づき、それぞれ、上記預託金の2分の1に相当する970万円および当該遅延損害金の支払を求めた(本件請求①とする)。

そしてXらは、亡A名義のゆうちょ銀行(被告・被控訴人)に対する912万4,624円の預託金(貯金)の返還債権を各2分の1の割合で相続により取得したとして、ゆうちょ銀行に対し、消費寄託契約による預託金の返還請求権に基づき、それぞれ、上記預託金の2分の1に相当する456万2,312円および当該遅延損害金の支払を求めた(本件請求②とする)。

そしてまたXらは、一審相被告Y₃銀行に対しても同様に消費寄託契約による預託金の返還等を求めた(本件請求③とする)。それらに加え、Xらは、一審相被告Y₁・Y₂に対し、亡Aの死亡に至るまでの間に預貯金を引き出すなどしたと主張して、上記と同様に相続により取得した不当利得返還請求権に基づき不当利得返還等を求めた(本件請求④とする)。

これに対し原審(東京地判令和元年6月6日金融・商事判例1571号14頁)³は、本件請求①ないし本件請求③をいずれも棄却し、本件請求④につき、一部を認容し、その余を棄却した。そのため、X₁・X₂は、本件請求①および本件請求②に係る判断を不服として本件各控訴を提起した。

【判旨】

Xらは、本件請求①に関して「払戻請求をする者が、預金者本人ではないと認識した時点で、正当な権限に基づく払戻請求であることにつき疑いを抱くべき事情に当たるとした上で、金融機関にはこれを前提とした注意義務があるなど主張する。しかし、弁論の全趣旨によれば、銀行の実務においては、従前から、窓口での預貯金の払戻しの際に、通帳の所持及び届出印の印影と払戻請求書の印影との照合により払戻請求者の受領権限を確認する運用が一般的に行われていたものと認められ、預貯金者も、このような運用を前提として、通帳及び届出印を適切に保管することが求められていたといえるところ、上記のような運用は、上記のような預金者側の一般的な行動の在り方や銀行の窓口における大量の預貯金の払戻し等の事務を迅速かつ円滑に処理する必要があることに鑑みれば、現在においても合理性を有するというべきであるから、銀行は、基本的には、通帳の所持及び届出印の印影と払戻請求書の印影との同一性を確認すれば、正当な権限に基づく払戻請求であると認めて払戻しに応じることにつき必要な注意を尽くしたといえるべきであり、払戻請求をしている者につき上記のように通帳の所持等の事情がある場合には、その者が預貯金者本人ではないということは、そのみでは、正当な権限に基づく払戻請求であることにつき疑いを抱くべき事情には当たらないといえるべきであるから、控訴人らの上記の主張は採用することができない」と判示し、旧民法478条による免責を認め、Xらの本件請求①を棄却した。

そして、ゆうちょ銀行の払戻し(Xらの本件請求②)に関して平成23年3月14日の払戻し及び3月23日の払戻しについては、同様の理由からゆうちょ銀行は善意でありかつ無過失であったと認め、旧民法478条による免責を認容し、これらの払戻しを有効とした。

しかし、同年 3 月 18 日の 45 万円の払戻しに関しては、当時、内部的に、貯金口座の名義人の同居の家族以外の者が代理人として貯金の払戻しの請求をする場合には、50 万円未満の払戻しの場合でも、貯金者本人の委任状を求めるものと定めるとともに、このような取扱いをすることを一般的に公表していたことが認められることからすれば、ゆうちょ銀行は、同銀行と貯金に係る取引をする者に対する関係において、貯金口座の名義人の同居の家族以外の者が貯金の払戻しの請求をする場合には、50 万円未満の払戻しの場合でも、貯金者本人の委任状を求めて、名義人の本人の意思による貯金の払戻しであることを確認すべき注意義務を負っているというべきである。したがって、貯金者本人の委任状の提出を求めることなく、45 万円の払戻しに応じたものであるから、上記の注意義務を尽くしたものとはいえず、過失がなかったとは認めることはできないから有効な弁済とはならないとして、貯金として残存する 45 万円の 2 分の 1 に相当する 22 万 5,000 円及びこれに対する平成 29 年 11 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを認めた。

【研究】

預貯金の払戻しに関しては、通帳と弁済に必要な登録印鑑を所持する者は、受領権者としての外観を有する者と解されている。

平成 29 年法律第 44 号による改正前民法 478 条は、「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかった時に限り、その効力を有する」と規定し、判例は、債権者であると称する者のほか、受領権限を有するかのような外観がある場合には、代理人であると称して債権を行使する者も準占有者に該当し、民法 478 条が適用されるとしていた（最判昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 卷 9 号 1089 頁）⁴。

弁済者が善意・無過失であることに関しては、平成 16 年改正前民法 478 条は、善意のみを要求していたが、判例（前掲最判昭和 37 年 8 月 21 日）および通説は、取引の安全を根拠として無過失をも要件としていたため、平成 16 年改正民法 478 条においては、善意・無過失を適用要件とした⁵。このことは、改正法において継受されている。

この過失の有無の判断基準に関して本判決は、金融機関の印鑑照合担当者が、社会通念上一般に期待される業務上相当の注意をもって照合を行い、肉眼により別異の印章による印影であることを発見できたはずであるのに、そのような印影の相違を看過した場合には、有過失となる。さらに印影の相違を発見することができない程度のものであった場合であっても、払戻請求者が正当な受領権限を有しないのではないかと疑わせるような特段の事情がある場合には、別途、本人の意思確認等を行うべき調査義務が発生し、これを怠ると有過失となるという基本的な判断基準に基づき判断したといえることができる⁶。

そして、定期預金（定期貯金）の期限前払戻しに関して判例は、契約当事者間の合意により弁済の具体的内容が確定している場合には、期限前払戻しは、全体として、債権の準占有者に対する弁済に該当し、有効な弁済と認められるとしている（最判昭和 41 年 10 月 4 日民集 20 卷 8 号 1565 頁）⁷。

ところで、旧民法478条における債権の準占有者の意義が不明確であるという理由から、改正後（2020年4月1日施行）の現行民法478条は、債権の準占有者という文言を使用せず「受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上社会通念に照らして受領権者としての外観を有する者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ過失がなかったときに限り、その効力を有する」と改正された。したがって、現行民法478条は、「準占有者」という文言を「受領権者としての外観を有する者」に変更された⁸。そして、その要件および効果は維持されており⁹、高等裁判所の段階ではあるが、金融機関の預貯金の払戻しに関する旧民法478条につき改正後の民法478条も従前の解釈と同様になされと思われる。

なお、本件には直接的関係はないが、自筆証書遺言に関する民法968条の一部が改正された。自筆が原則であることに変更はないが、高齢者にとりすべてを自筆することは体力的に厳しいということから、財産目録に関してはパソコンなどによる作成も認められ、そのことに加え自筆証書遺言は、2020年7月から法務局による保管が認められるようになったのであり、今後、遺言による相続が一層一般的となることに期待したい。

注

-
- 1 内閣府「令和元年度高齢社会白書（全体版）」2020年11月11日取得
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/zenbun/30pdf_index.html
 - 2 内閣府「平成29年版高齢社会白書（概要版）」2020年11月11日取得
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/gaiyou/s1_2_3.html
 - 3 原審の実務解説として、桑田誠「来店できない高齢者の代理人への預貯金の払戻しをめぐる問題—東京地裁令和元年6月6日判決を踏まえて」『銀行法務21号』846号（2019年、経済法令研究会）16頁がある。
 - 4 近江幸治『民法講義Ⅳ 債権総論』【第4版】（2020年、成文堂）261頁
 - 5 新井誠・岡仲浩『民法講義録』【改訂版】（2019年、日本評論社）631頁
 - 6 濱田広道「2020年判例の動き」『金融法務事情』2152号（2020年、金融財政事情研究会）22頁
 - 7 井上博史「預金契約」内田貴・門口正人代表編『講座 現代の契約法 各論1』（2019年、青林書院）145頁は、最判昭和37年8月21日および最判昭和41年10月4日を債権の準占有者への弁済の考え方の適用範囲の拡大として取上げている。
 - 8 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』【第4版】（2020年、東京大学出版会）44頁は、この改正により詐称代理人の問題は解決されたとする。
 - 9 佐久間毅「I 預金・為替概観」『金融法務事情』2145号（2020年、金融財政事情研究会）5頁は、「平成29年民法改正により文言は改められたが、規律の実質に変更はない」とされる。